

Mine 秋吉台ジオパークグローバルチャレンジ実施要項

(目的)

第1条 本事業は、Mine 秋吉台ジオパークにおける地質地形遺産、自然遺産、有形文化遺産及び無形文化遺産の保全と活用に関する知見及び技術を活かした学び、交流及び発信の機会を創出するとともに、ユネスコ世界ジオパークの国際ネットワークを活用し、世界が抱える多様な課題に対して地球規模（グローバル）で考えながら、地域視点（ローカル）で主体的に行動する「グローバル」な人材を育成し、Mine 秋吉台ジオパークの活動の普及及びSDGsの達成に資することを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 講座の実施（ジオパーク学習、探究活動、発表準備等）
- (2) 海外渡航（各国での国際会議等への参加）
- (3) 英語による探究活動成果の発表（個人又はグループ）
- (4) 海外ジオパーク関係者、学生及び地域住民との交流活動
- (5) その他、会長が必要と認める取組

(実施主体)

第3条 本事業は、Mine 秋吉台ジオパーク推進協議会が主催し、美祢市及び他関係機関と連携して実施する。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とし、参加誓約書及び健康状態申告書を Mine 秋吉台ジオパーク推進協議会が定める期限までに提出する者とする。

- (1) 美祢市に住民票を有する者（実施する年の4月2日において高校1年生から70歳までの方）（18歳未満の場合は、保護者の同意が必要となる）
- (2) 原則として、本事業の講座及び関連活動に継続して参加できる者
- (3) 英語による発表及び国際交流に意欲を有する者（実用英語技能検定2級以上の英語力があることが望ましい）
- (4) 既往症や服薬など健康上の留意点がある者は、健康状態申告書に付記すると共に、海外渡航に支障がないことを証明する医師の診断書を提出すること
- (5) パスポートを取得済み又は取得予定である者
- (6) 本人（未成年者の場合は保護者）が、市税等を滞納していない者
- (7) 本事業終了後も Mine 秋吉台ジオパークの活動に積極的に参画する意思を有し、事後

の行事等への参加や一定期間をおいた事後アンケート等（最長 10 年程度）に協力する者

（8）日本ジオパークネットワーク（JGN）の活動に協力・支援する者

（9）事業記録としての写真・動画等の広報利用（HP や SNS 等を含む）に同意できる者

（定員）

第 5 条 参加者の定員は、若干名とする。

2 参加者は、面接等により選考するものとする。

3 実用英語技能検定の取得状況は、選考において参考とすることができる。

（実施期間）

第 6 条 本事業の実施期間は、原則として対象年度内（4 月から翌年 3 月まで）とする。

2 講座日程及び海外派遣期間等の詳細は、別に定めるスケジュールによる。

（参加費用）

第 7 条 本事業に関連する講座への参加に係る費用は、原則無料とする。但し、諸事情により費用が発生する場合は、別途通知する。

2 本事業の海外渡航費用に係る参加者の自己負担額は、別途通知する。

3 海外渡航費用（往復旅費、海外旅行保険料、国際会議等参加負担金等）については、予算の範囲内で Mine 秋吉台ジオパーク推進協議会が負担する。

4 渡航条件の変更その他やむを得ない事情により費用が増減する場合は、別途通知する。

（参加の取消し及び費用の取扱い）

第 8 条 参加者は、やむを得ない事情により本事業への参加を取り消す場合は、速やかに会長に申し出なければならない。

2 参加者の都合により参加を取り消す場合において、既に航空券、宿泊費、研修費その他の費用が発生しているときは、当該費用の全部又は一部を参加者に負担させることができる。

3 前項の負担額は、取消しの時期、契約条件及び実費等を勘案し、会長が別に定める。

4 天災、感染症の拡大、国際情勢の変化その他主催者の責めによらない事由により事業の全部又は一部を中止した場合は、Mine 秋吉台ジオパーク推進協議会は参加者と協議の上、既納の参加費の全部又は一部を返還することができる。

5 前各項に定めるもののほか、参加の取消しに関し必要な事項は、会長が別に定める。

（成果の活用）

第 9 条 参加者は、本事業終了後、Mine 秋吉台ジオパーク推進協議会が実施する報告会、広報活動、教育活動その他の取組に協力するものとする。

2 本事業で得られた成果は、Mine 秋吉台ジオパーク推進協議会の人材育成施策、ジオパーク活動及び国際連携の推進に活用する。

(個人情報取扱い)

第10条 本事業により取得した個人情報は、本事業の運営及び関連する Mine 秋吉台ジオパーク推進協議会の施策に必要な範囲で適切に管理し利用する。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要項は、令和8年3月13日から施行する。